

第 7 回

行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年7月8日（木）

7 第回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成16年7月8日（木）午後2時から4時19分

●場所：玉造町役場「大会議室」

●あいさつ

●議 題

（1）報告事項

○新市建設計画策定に係るアンケートの結果（概要）について

（2）認定事項

○平成15年度行方郡合併協議会歳入歳出決算について

（3）協議事項

- ・新市の事務所の位置について（継続）
- ・一部事務組合等の取扱いについて
- ・地方税の取扱いについて
- ・納税環境事業について
- ・環境対策事業について

（4）提案事項

- ・消防防災関係事業について
- ・窓口業務について
- ・商工・観光関係事業について
- ・上水道事業について

（5）その他

● 出席委員（35名）

会長 横山 忠市	副会長 伊藤 孝一	副会長 坂本 俊彦
酒井 勝男	原 延征	高野 貫一
平野 晋一	齋藤 一男	成嶋 常松
茂木 正治	宮内 守	埴 仁
磯山 信也	宮内 勲	橋詰 芳明
山崎 實	山崎 和久	鈴木 忠芳
羽生 勇	真家恵久子	坂本 瑞夫
兼平 佳子	吉田 和江	大曾根輝江
大川 久子	河野 秀雄	阿部 君子
篠塚 一郎	額賀 宏	栗又 敏治
平山 一巳		大崎 博之
岡田 克幸（藤咲康二委員の代理）		
渡辺 博（笠尾卓朗委員の代理）		
阿部 薫		

● 欠席委員（1名）

磯山 茂男

● 出席顧問

なし

○菅谷事務局次長 皆様、大変お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第7回の行方郡合併協議会の会議を開会させていただきます。

本日は、それぞれ委員の皆様方にはお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の司会をさせていただきます玉造町役場の菅谷でございます。ひとつよろしく願いをいたします。

まずはじめに、当協議会の副会長であります坂本玉造町長より開会のあいさつをお願いします。

○ 坂本副会長 本日は、お忙しい中、また暑い中、合併協議会へ出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。一つだけ皆さんにお願いというか、私いつも頭にあるんですが、今度の日曜日ですね、参議院議員の選挙がございます。こういう機会あるごとにお話ししているんですが、茨城県は一番の最低の投票率と言われており、なおさらこの鹿行地内はその中でも悪いというようなことを言われているものですから、ぜひ皆さん、参議院議員の選挙には声かけていただいて、投票率アップにつなげていきたいと思うところがございますので、よろしくお願いします。

ただいまより第7回行方郡合併協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○菅谷事務局次長 それでは、続きまして、当協議会の会長であります横山会長よりあいさつをお願いいたします。

○横山会長 本日は、皆様方大変お忙しいところ、第7回の行方郡合併協議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

当協議会が発足をいたしまして約4カ月がたつわけでございます。これまでに20の協定項目の提案をいたしまして、協議が進められているところでございます。また、新市名称の募集につきましては、先月の15日から公募が始まっているわけでございます。募集期間も残すところあと1週間というようなことになってまいりますけれども、多くの住民の皆様方から新市にふさわしい、そして市民に愛される名称が応募されますことを願ってやまない次第でございます。

さて、本日の議題でありますけれども、6月上旬に玉造町民の方々を対象といたしまして、建設計画策定に関するアンケートを実施いたしておるところでございます。既に実施しております麻生町と北浦町も含めまして、結果の概要について報告があるわけでございます。

協議事項といたしましては、新市の事務所の位置について、一部事務組合の取扱いについて、地方税の取扱いについて、そして納税関係事業、環境対策事業を予定いたしております。皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議事を進めてまいります。よろしくお願いいたしますと思います。

本日は、大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

○菅谷事務局次長 ありがとうございました。

それでは、早速ではございますが、議事に移らせていただきます。

当合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、横山会長を議長としまして議事の方を進めていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、本日の出席委員は35名でございます。協議会規約第10条第1項の規定に従います定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

まず、会議録署名人を指名させていただきたいと思います。

麻生町の山崎委員さん、北浦町の宮内守委員さん、玉造町の大曾根委員さん、以上3名の方をお願いをいたしたいと思います。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、報告事項の新市建設計画策定に係るアンケートの結果を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 事務局の森坂です。よろしくお願いします。

それでは、私の方から、新市建設計画策定のためのアンケート調査の結果につきましてご報告をいたしたいと思います。

皆さんの方にアンケート調査の報告資料ということでお配りしていますので、そちらの方をごらんになっていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、アンケートの調査の概要としまして、玉造町におきまして6月1日から6月13日までアンケート調査を実施いたしました。既に麻生町、北浦町につきましては昨年、同じような内容のアンケート調査を実施しておりますので、それら含めまして3町の合計のアンケートの調査ということでご報告をさせていただきますと思います。

調査の対象としましては、3町全世帯を対象として調査を実施いたしました。調査の内容でございますが、全部で13問の設問でございまして、回答者の属性、そしてまちづくりの将来像、それから重点的に実施すべき事業ということで7項目ほど、それから具体的な事業の提案ということで任意の記入をしていただきました。

今回は、それぞれ各設問ごとの単純集計ということでご報告しますが、次回の協議会の中には各設問ごとのクロス集計としまして、男女別あるいは年齢別、住所別等の集計結果、それから今回は間に合いませんでしたが、任意の具体的な事業提案の表記につきましても取りまとめて、次回の協議会には報告できるように準備を進めているところでございます。

それでは、早速アンケートの概要につきまして、内容をご報告させていただきます。

まず、1ページの右側でございますが、問1、性別でございますが、男性からの回答は68.2%、女性からの回答が30.2%というふうになっています。

次に、年齢でございますが、一番多かったのは40歳から59歳までの方で、こちらが52.5%、次が60歳以上で30.9%ということでございます。

次、住所でございますが、玉造町が47.6%、麻生町が35.7%、北浦町が14.8%ということであります。麻生町につきましては、回収数が982、北浦町が407、そして玉造町が1,307という回収数になってございます。

次に、職業別でございますが、こちらはお勤めの方が45%ということで一番多くなってございます。次いで無職、自営業、農林水産業ということで続いてございます。

2ページをごらんになっていただきたいと思います。

まちづくりの将来像でございますが、「あなたは、新市が、将来どんなイメージの市となっていけばよいと思われませんか。次の中から3つまで選択してください」というような設問でございまして、9つの中から3つまでを選ぶということでございますが、一番多かったのが「医療・救急体制や防災体制の整った、安心して暮らせるまち」というのが54.2%と、過半数を超える住民からの支持がありました。さらに、「環境を保全し、豊かな自然の中で落ち着いて暮らせるまち」ということで、こちらが40.6%と、4割を超える住民から支持されております。

これらの結果をもとに、新市の将来像におけるキーワードとしまして、「安心」そして「自然」というようなことが言えるのかなというふうに考えてございます。

次に、3ページでございます。

社会基盤の整備でございますが、こちらと同じように3つまでを選択ということでもございました。一番多かったのは「地区内の生活道路の整備」ということで、こちらが48.1%と、過半数近い住民から望まれております。さらに、「地区間を連絡する幹線町道の整備」、こちら4割近い住民の要望がございました。また、「下水道や合併浄化槽など排水処理施設の整備」ということで、こちら43.9%ということで、4割を超える住民からの要望がございました。

こちら社会基盤の整備における重点項目としまして、これらの結果を踏まえまして、道路整備、そして下水道整備等の排水処理対策というようなことでございます。

次に、4ページでございます。

生活基盤の整備、こちらも同じようなことでございます。一番多かったのが「防犯灯などの防犯施設の整備」ということで、こちらが57.4%と、過半数を超えました。そして、「河川、湖を浄化する排水処理対策の充実」、そして「景観の保全や緑化など、うるおいのある空間づくりの推進」ということで、こちらの方が多かったと。こちらにつきましても、重点項目としまして防犯対策、そして自然環境の保全というようなことが言えるのかなというふうに考えてございます。

次に、5ページ、保健・医療・福祉の充実でございますが、こちらにつきましては「救急医療体制の充実」ということで、こちらが65.1%、6割を超える住民から望まれています。そして、「住民検診事業など予防医療の充実」というのが36.8%ということで、こちらの方もニーズが高くなっています。また、「高齢者向け福祉施設の充実」、これが44.7%、そして「子育て相談、保育所など子育て支援事業の充実」、こちらも32.7%と高い割合で求められてございます。こちらの重点項目としましては、医療福祉の充実、そして少子高齢化対策というようなことが言えるかと思います。

次に、6ページ、教育・文化の充実。こちらでは「パソコン、施設整備など小中学校の教育環境の充実」、これが43.6%、そして「温水プールなどスポーツ・レクリエーション施設の整備」、こちらが43%ということで、それぞれ4割を超える住民からの要望がございました。こちらの重点項目としましては、義務教育環境の充実、そしてスポーツ・レクリエーション施設の整備というようなことが言えるかと思います。

次に、産業の振興でございますが、こちらにつきましては「特産品の開発及び販売体制の確立」ということで、こちらが40.9%、それから「企業誘致による働く場づくり」、こちらが39.9%ということで、それぞれ4割前後の住民からの要望がございました。そして、こちらの重点項目としましては、特産品開発と販路拡大、そして働く場づくりというようなことが言えるのかと思います。

次に、8ページ、連携・交流の促進でございますが、こちらにつきましては、一番多かったのが「古いしきたりの改善など生活改善の推進」、こちらが40.7%、そして「ふるさと資源の再認識運動」、こちらが38.1%、「住民の自主的な地域活動の貢献」ということで、こちらが34%ということで続けております。こちらにおきます重点項目としましては、地域コミュニティの再構築、そしてふるさとづくりということでございます。

最後に、行財政の効率化でございますが、こちらでは一番多かったのが「職員数や議会議員数、委員数の削減など行財政改革の推進」ということで、こちらが54%と、過半数を超える住民からの要望がございました。そして、「能力・実績を重視した公平な人事管理制度の導入」が40.3%、「わかりやすく、効率的な行政組織の構築」が37.2%、そして「総合窓口創設など住民窓口サービスの向上」36.3%ということで、それぞれ続けてございます。こちらにおきましても、重点項目としましては行政組織の再構築、そして住民満足度の向上というようなことが言えるのかなというふうに思います。

以上が単純なそれぞれの設問ごとの集計の結果でございますが、次回までには、これらを年齢別あるいは住所別等に分けましてのクロス集計をいたしまして、さらに詳しく内容を分析したいと思います。そして、それぞれ具体的な事業等につきましても、そういうような形でご報告をしていく予定でございます。

以上が新市建設計画策定のためのアンケート調査の概要報告でございます。よろしくお願いします。

○横山会長 ただいま事務局からの説明が終わりました。

皆様方にご質問がございましたらお願いをいたしたいと思います。

ただいまの説明でありますか。

橋詰委員さん。

○橋詰委員 玉造の橋詰なんですけど、アンケート調査の結果報告資料を見せていただきまして、その結果、町別回収率ということで、麻生町さん、北浦町さん、玉造町さんとそれぞれ回収率にばらつきがありまして、玉造町が32.8、麻生町さんが22.9、北浦町さんが16.1%、これは事務局ではこのばらつきの回収率については、もう少し私は平均的な、5%ぐらいの誤差率かなと思ったんですが、10%以上または半分というように回収率にこれだけばらつきが出ますと、今のアンケート調査結果はこれを全部足したのに対して要望率というものを出したと思うんですが、地区的なもののばらつきの要望度というものがこれでは確認されていないし、また、どういうわけでこれだけの回答率のばらつきが出たか、これはどのように事務局の方では分析しているのでしょうか。

○横山会長 事務局より説明をお願いいたします。非常に難しいかもしれませんが。

○森坂計画班長 まず、回収率の違いでございますが、こちらは、一言で言えばそれぞれの住民の関心度の違いなのかなというふうに考えております。

そして、地域ごとの要望、あるいはばらつきがあるんじゃないかというようなことでございますが、それぞれ次回までにですね、例えば玉造町の住民はこういう要望が多かった、あるいは麻生町の住民としてはこういう要望が多かったというような集計もする予定でございますので、そちらの方でさらに詳しい分析ができるものだというふうに考えております。

以上です。

○横山会長 よろしいですか。

じゃ、橋詰委員さん。

○橋詰委員 これはですね、公平・平等だというようなアンケートに結びつかないのではないかなというような気がするの、このばらつきが例えばこれだけ出てきましてですね、それを総合的に足して出したパーセンテージが今のようなくあいだと。例えば、6ページの教育・文化の充実という欄がありますが、この中でトップ、単純集計であります、「パソコン、施設整備など小中学校の教育環境の整備」と。これは玉造はもう相当充実して

おりまして、かなり完成度が高いのではないかと思いますので、これは玉造以外のアンケートがかなり入っているというふうに思います。

そういうような意味で、ほかのアンケート調査もですね、以下同じようなものがかかり出ているのではなかろうかと。少なくとも20%以上ぐらいのまたアンケート、私は30%を超していないと本当の民意の反映ということがある程度難しいのではないかなと、こう思いますので、これからどのようにこのアンケートに対する分析、考え方を持ってられるのか。これは事務局の方の判断もありますけど、我々としてもこれだけではちょっと、本当の意味で3町のトータル的な平均値が出たのだとは思いにくいわけです。そこら辺どのようにお考えなんだろうかね。

○横山会長 事務局でお願いします。

○江寺事務局次長 先ほどの説明と含めてですね。回収率の部分でいきますと、先ほどの森坂の説明に加えて、北浦町さんの方ではこのアンケートを実施する前に、一度類似のアンケートを実施したというような実績もございます。それからあと、今回の配布方法が、2町の分については区長さんを通じて実施しましたが、今回、玉造さんの分、時間の関係もありまして郵送という形をとらせていただきました。そういうものも要因として若干あるのかなというふうに思っております。

それから、回収率の差による傾向をどのように分析をしているのかということでございますけれども、先ほど森坂が申し上げました、これからクロス集計ということで、性別による集計、それから年齢層による集計、それから住所による集計、そして職業による集計ということで4つのクロス集計をする作業を今しております。それを含めまして、トータルでこういう重点項目が言えるのかなというような作業をしていきたい。

それから、あわせて、建設計画をつくるに当たって、もう一つは3町の総合計画等を踏まえて建設計画をつくっていくということになりますので、それらも参考にしながら、新市のまちづくりの計画をどのようにするかということを考えていければなど、こういうふうに考えております。クロス集計については次回の報告ということで、ちょっとうちの方、今回間に合わせられればその辺もあわせて見ていただければよかったのかなと思いますけれども、今のところそういうような方向で進ませていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○横山会長 ただいま事務局より説明をいたしましたけれども、どうですか、橋詰委員。いいですか。

○橋詰委員 これはですね、私思いますのは、少なくとも回収率は、麻生町さんと北浦町さんで前やってられたということもあるんでしょうけれども、ある程度回収の実数は人口に比例して出てくるのではなかろうかと思ったわけなんです。玉造が1,307、麻生町さんが982、北浦町さんが407、数からいうと3倍ぐらいの差が出ていますので、麻生町さんは玉造町より人口が多いんですから、玉造より実数においてですね、アンケートの調査はもっと関心度が高ければ出たのではないかなと。

そういうような意味で、麻生町さんの行政側の方で住民に対する啓蒙とか意識調査等の働きかけが足りなかったのではなかろうかと。少なくとも玉造では実数では一番多いものですから、北浦町さんも含めて、そういうようなPRというものが、50年に一遍、60年に一遍の大事業にしては、住民としては意識が少ないんじゃないかなろうかなと、こう思った次第であります。それ以上のことはありませんけど、その疑問点をちょっとお尋ねしたわけです。よろしくお願いします。

○横山会長 ほかにご意見ございますか。

(発言者なし)

○横山会長 ないようでありますので、報告事項につきましては以上のとおりとさせていただきたいと思います。

次に、認定事項の平成15年度行方郡合併協議会歳入歳出決算についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

認定事項についてのご説明、ご提案を差し上げたいと思います。

お手元にごございます認定事項「平成15年度行方郡合併協議会歳入歳出決算書」の方をごらんいただきたいと思っています。

この会計につきましては、本年3月15日に当協議会が設置されて、それ以降3月末日までの年度末までの17日間の予算、決算ということで、まずご理解をいただきたいと思います。

まず、歳入の方をごらんいただきたいと思いますが、3町からの200万円ずつの負担金ということで、600万円の歳入額でございます。

続いて、歳出といたしまして、運営費の事務費といたしまして20万円、その他予備費といたしまして580万円の予算を計上してございまして、事務費のうち、20万円の予算のうち支出済額が17万6,187円、不用額といたしまして2万3,813円ということで、備考の方にその内容が節ごとに記してございますけれども、旅費として1万7,800円、需用費といたしまして8万7,239円、備品購入費といたしまして7万1,148円。ほとんど需用費、備品購入等ですね、机の購入だとか、公印を製作したりコピー用紙を購入したりと、そういう準備経費ということで支出がなされております。

歳出の合計といたしましては、支出済額17万6,187円ということで、歳入600万円から差し引きをいたしまして582万3,813円、こちらが差引額ということで、16年度の本協議会の予算の方に繰り入れということで処理をなされているということでございます。

なお、監査報告につきましては、資料の裏面をごらんいただきたいと存じます。

監査報告書の写しでございます。3名の監査委員さん、それぞれこの協議会の中でご承認をいただいた3名の方々に監査をいただいております、紙面によりご報告ということでございます。監査委員さんにご出席をいただいて報告をいただくという考えもございますけれども、今回、報告書によるご報告ということでさせていただきますと存じます。

認定事項の平成15年度行方郡合併協議会歳入歳出決算書の提案については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

ご質問等がございましたらばお願いをいたしたいと思います。

(異議なし)

○横山会長 異議なしということでありますので、平成15年度行方郡合併協議会歳入歳出決算につきましては原案のとおりご承認いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、原案のとおり決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項に入らせていただきたいと思います。

①番でありますけれども、新市の事務所の位置についてを議題といたします。

これまでの協議会では、合併特例債を活用するなどして、新しい庁舎を建設する方向が確認をされました。また、建設までの組織につきましては、3つの役場を活用し、住民サービスに支障がない形態とすることが決定をされております。組織のイメージ図等も資料としてお示しをいたしておりますので、それらも踏まえまして、当面の条例上の事務所の位置について本日ご協議をさせていただきたいと思います。

何かございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 どうもご苦労さまでございます。北浦の宮内でございます。

ただいま会長さんの方からお話しありました継続の新市の事務所の位置についてでございますが、この協議会で何回か協議をいたしましたように、新しい庁舎を建設することで新市の建設計画に盛り込むことの承認を得ております。この点、その間現在の3町の庁舎を使用するということになりますけれども、事務組織及び機構の取扱いについてはさきの協議会で承認が得られております。

市民サービス部門の共通した組織形態が示すように、住民サービスの低下を招かないように配慮しつつ、条例上の事務所の位置を中心に事業を分割するものでありまして、新庁舎建設まで一定の時間が必要と思いますので、その間、新市の誕生から目指すべき理想の組織形態を整備した新庁舎の完成時までは、常に組織の改編を繰り返

すことが予想されます。そのために、新庁舎の完成時をにらんで、速やかに移行できるように常に考えていくことが必要だと考えております。

なお、現在の職員数につきましても、定員適正化計画によるより効率的な新市の規模に見合う人員の数も今後示されていくものと考えております。

庁舎は市のシンボルであると同時に、新市の建設を進めていく上での拠点となるわけでございます。これから目指していくのは、行政と町民の共生によるまちづくりの拠点としていくことだと思います。新市の事務所の位置を決めるにいたしましても、今までに述べましたような内容を総合的に勘案して、この3町それぞれの地域の特色を十分に生かせるように、引き続き検討してまいりたいと思いますので、もう少し時間をいただければと思います。

以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

ただいま北浦町さんの宮内委員さんの方から、もっと協議をしたいので今回は継続協議にしたいというようなご意見が出ました。ほかの皆さんはどうでしょうか。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 玉造の橋詰です。

継続審議に異議はございません。ただ、玉造からお願いがあるのは、玉造では他町にない浄水場または下水道の終末処理場、これがあいていますので、ここを玉造町の3町の事務所にさせていただくのであれば、そちらの方へ上水道課または下水道課を集積させまして、玉造町で十分事務所として使える素地があるということをひとつ訴えて、皆さんにご記憶していただきたい、こう思っております。

継続審議で結構です。よろしくお願いします。

○横山会長 ほかにありますか。

酒井議長さん、お願いします。

○酒井委員 麻生の議長の酒井ですが、今、玉造の橋詰委員さんから下水道の話が出ました。それで、麻生町は牛堀、潮来、今の潮来市と一緒に流域下水道で下水道事業を進めています。終末処理その他のものも、恐らくこれは新市が誕生しても、一応プランニングはそのとおりの形で進めていかないと今までの形態が全部崩れてしまう。そういうようなこともあると考慮に入れていただいて、事務所の位置を玉造にすれば、それを即持ってこられるというような論法にはならないと思いますので、その辺のところはきちんと念頭に置いてご協議いただかないと非常に誤解を招くと思いますので、その点、会長の方でよろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

○横山会長 ただいま流域下水道等のお話がありましたけれども、これは事務所の位置の誘致とは別にお話を

していただきたいというふうに思います。

それで、今、私が皆様にご協議、いわゆる質問をいただいておりますのは、宮内委員さんが申し述べたことについて皆さんはどうですかということを聞いているんです。

麻生町さんはどうですか。

○茂木委員 北浦の宮内さんの意見に私賛成でございます。これは麻生の思いでございます。一応、麻生も継続ということで賛成いたします。

○横山会長 それでは、今回の継続協議でありました新市の事務所の位置につきましては、やはり継続がいいだろうというような3町とも意見でございます。ひとつ継続協議にしたいと思います。

なお、会長の方から皆さんにお願いをいたしたいと思います。5回ほど継続協議となっておるわけでございます。お互いに主張もあろうかと思いますが、組織のイメージ図を見ましても、庁舎間の均衡を図りながら住民サービスにも配慮した内容が示されております。主張することは主張しまして、よく相手の意見・意向を聞くときは聞き入ってですね、そして譲るときは譲るというようなことを考えながら協議をしていただきたいということです。

これで6回目の継続協議ということであります。そろそろですね、本当にお願いをいたしますけれども、譲るところは譲る、主張することは主張する、そういうことで真剣に協議をしていただきたいというふうに思います。委員の皆様方には、特段のご理解とご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

それでは、この件は継続協議にさせていただきます。

次に、協議事項②番でありますけれども、一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局より、要点を説明いたしたいと思います。よろしくお願いします。

○江寺事務局次長 それでは、一部事務組合等の取扱いということで、前回お配りをさせていただきました資料の1ページ以降ということで、ごらんをいただきたいと思います。

3町におきまして、それぞれ一部事務組合等に加入をしておりますけれども、新市合併時に引き続き加入をするのか、それとも新市の事務として今度実施するのかということをご協議いただくということで前回ご説明をさせていただいたところでございます。

調整方針（案）、ここにありますが、一部事務組合については、次の方針に基づき調整することということで、1点は、3町で構成する一部事務組合（麻生町外2町環境美化組合）は、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務、財産及び一般職の職員について、すべて新市に引き継ぐものとするという内容が1点でございます。

それから、2点目といたしまして、3町以外にも構成団体がある一部事務組合ということで、こちらの方に括

弧書きで書いてございますけれども、につきましては、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に再加入するというような内容で提案をさせていただきたいと、こういうことでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

何かありますか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、一部事務組合の取扱いについては、調整方針（案）のとおり決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、協議事項③でありますけれども、地方税の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

13ページをごらんください。

協議事項3、協定項目9、地方税の取扱いについて説明いたします。

まず、3町の現況を説明いたします。

住民税の個人町民税につきましては、納期について3町多少差異がございます。法人町民税につきましては、3町同一です。固定資産税につきましては、納期、課税明細書の送付、過誤納返還金の取扱いについて3町に差異がございます。軽自動車税につきましては、納期については北浦町に多少差異がございます。たばこ税につきましては、3町同一です。特別土地保有税につきましては、3町同一です。都市計画税につきましては、3町とも課税しておりません。入湯税につきましては、麻生町が課税しており、北浦町・玉造町は条例制定しておらず、課税しておりません。

以上を踏まえて、13ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、1、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税は市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については合併時に統一する。また、固定資産税過誤納返還金の取扱いについては合併時に統一する。

2として、入湯税については麻生町の制度により市税として新市に引き継ぐ。

以上、提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見を伺いたいと思います。

何かございますか。

埴委員さん、お願いします。

○埴委員 玉造の埴でございます。大変ご苦労さまでございます。

一つ聞きたいんですけれども、固定資産税過誤納返還金の取扱いについては差異があります。これについて、事務局はどのように考えているかお聞きしたいんですけれども、これは麻生町、北浦町については10年前の年度分までとするということでございますけれども、玉造町では5年前の年度分までということですが、これは合併時に統一するということでありまして、どっちに統一するのか、これちょっと確かめておきたいんですけれども、10年と5年じゃ半分ですから、大変な問題になるかなというふうに思いますので。

○横山会長 それでは、ただいまの質問について、事務局よりお答えをお願いします。

○磯山調整班長 実質的に領収書があればどちらでもですね、それ以上のところまでは返すということになっていますので、あと、5年と10年については今から協議して、どちらにするか協議になると思います。

以上です。

○横山会長 埴委員さん、どうぞ。

○埴委員 わかりました。

それでは、次にもう一つ、入湯税についてお聞きをしたいと思います。これについては、麻生町さんが入湯税を150円ですか、いただいているということでございます。玉造と北浦については、それぞれ入湯税を取っていないという、これについても調整方針（案）を見ますと、「入湯税については麻生町の制度により市税として新市に引き継ぐ」ということになっています。これ、玉造の方でも取るようになるのかどうか。

○横山会長 事務局より説明をお願いします。

○磯山調整班長 北浦・玉造町の入湯税の新市での課税につきましては、麻生町の制度で新市において入湯税を課税することとしておりますが、麻生町の制度の中に課税免除もうたっておりますので、それらを踏まえてどう取り扱うか、担当課で協議してもらうような形になっております。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、地方税の取扱いにつきましては調整方針（案）のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項④でございますけれども、納税関係事業についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 それでは、23ページをごらんください。

協議項目4番、協定項目24-(3)納税関係事業について説明いたします。

まず、3町の現況について説明いたします。

納期前納付に対する報奨金につきましては、3町同一です。

納税組合の奨励金等につきましては、3町に差異もございます。

口座振替制度につきましては、3町とも実施しております。軽自動車ナンバー交付及び廃車につきましては、ナンバープレート再交付弁償金に3町差異がありまして、前回の協議会で質問のあったナンバープレート再交付の件数につきましては、平成15年度で麻生町が53件ありまして 5,300円、北浦町が17件ありまして 5,100円、玉造町が1件ありまして 200円の弁償金を徴収しております。

申告受け付けにつきましては、3町それぞれ役場1カ所で実施しております。

税証明手数料につきましては、金額はほぼ同一であります。公簿、公文書及び図書の閲覧、公簿、公文書及び図書の謄抄本の手数料に差異があり、麻生町では1筆、北浦町では1事項、玉造町では10筆を1件として取扱手数料を徴収しております。

以上を踏まえて、23ページの調整方針(案)を見てもらいたいと思います。

調整方針(案)といたしましては、1、納税組合については奨励金(報奨金)、補助金、優良納税組合表彰を廃止し、納税協力員(組合長)報酬は統一するよう調整する。

2として、ナンバープレート再交付弁償金については北浦町の制度に統一する。

3、申告受け付けについては電算化を図り3庁舎で行う。

4、税証明手数料については基本的には現行どおりとする。ただし、1筆、1事項、1件の取扱いについては合併時に統一する。

以上、提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見を伺いたいと思います。何かございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 先ほど埴委員さんからもお話があったと思うんですが、調整方針の中に合併時に統一するとか協

議するとかということで、調整方針となっているのでありましたが、具体的に合併時に統一するという調整方針の、例えば税証明手数料ですけれども、具体的にどういうふうにしているのかということをちょっと説明してください。

○横山会長 お願いします。

○磯山調整班長 各課の担当で分科会というものを組織してまして、係長レベルで分科会の方をやっていて、その上に専門部会ということで課長がいまして、係長で協議して、それを課長に上げて、また課長の上に幹事会というものがあまして、ここで幹事会ということで諮って協議するような流れになっています。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(なし)

○横山会長 ないようでありますので、この件につきましても調整方針のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、協議事項⑤番でありますけれども、環境対策事業についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 29ページを見てもらいたいと思います。

協議事項5、協定項目24－(5)環境対策事業について説明させていただきます。

まず、3町の現況について説明いたします。

ごみ処理につきましては、粗大ごみ処理について差異がございます。収集頻度につきましては、紙類のストックヤード回収につきまして麻生町だけ週2回、北浦町・玉造町は週1回で実施しており、差異がございます。

ごみ処理に関するその他の制度につきましては、集積所設置補助金に差異があり、麻生町・北浦町は1カ所当たり5万円以内の補助、玉造町は1カ所当たり7万円以内の補助で、差異がございます。

ごみ散乱防止推進員につきましては、麻生町だけ委嘱しておりません。現況はごらんのとおりになっております。

クリーン委員会モデル地区につきましては、麻生町だけ実施しております。

資源ごみ集団回収奨励金等につきましては、3町それぞれ名称に違いがございます。また、金額についても限度額に差異があり、麻生町では上限3万円、北浦町では上限2万5,000円、玉造町では上限なしになっております。

指定ごみ袋等の購入につきましては、3町同一でございます。

不法投棄監視員等につきましては、北浦のみ名称が環境監視員となっており、現況はごらんのとおりになっております。

不法投棄等の処理につきましては、3町多少差異がございます。

し尿処理施設につきましては、3町差異がございます。施設の概要につきましては、ごらんのとおりになっております。

火葬場につきましては、3町とも同一でございます。

以上を踏まえ、29ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整案といたしましては、1、ごみの収集処理等の業務は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、紙類、粗大ごみ収集については、合併時まで調整する。

2、ごみ処理に関するその他諸制度は、合併時まで調整する。

3、3町のし尿処理施設は新市に引き継ぐ。

以上、提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見を伺いたいと思います。

何かありますか。

ございませんか。

○横山会長 埴委員さん、お願いします。

○埴委員 一つ聞きたいんですけども、し尿処理については、麻生町・北浦町さんは多分これ有料で、お金取っていると思うんですけども、玉造は取っていません。その分については

どのように調整して、これすべてのものが、先ほど私申し上げたように、宮内さんもお話したんですけども、合併時に調整するとか統一するとかということなんですけれども、合併したらばすべてのものが上がったとか下がったとか、いろんな問題が出ると思うので、なるべく合併時に統一するとか調整をすることによって、どっちかにしてもらわないと、なかなか大変なことだというふうに思うんですけど、まずし尿処理についてどのようにするのか、お願いをしたいと思います。

○横山会長 それじゃあ、事務局にお願いします。

○磯山調整班長 これも先ほどからちょっと申し上げているように、調整が今から必要になるところがございます。

○横山会長 県の方でお願いします。

○岡田委員（藤咲委員代理） ただいま埴委員さんの方から、合併時まで、あるいは合併時に統一することに

なっていますが、ほかの協議会の例でいきますと、最終の法定協議会にですね、こういうような形で調整案で合併時あるいは合併時までという部分で一覧表をつくりまして、こういう形で調整しますということでご了解をいただいているんですね。ですから、今回こちらの協議会はどういうふうになるのかわかりませんが、できればそういうような手順でやっていくと、皆さん方がいいよと言っていたのが、結果として調整の内容が変な方になる——変な方でないと思いますけれども、ご心配があるとすれば、そういう部分で。まあ、ただ、調整し切れない部分もあるんですよね。

ですから、それは新市においてという部分にまた移るかもしれませんが、ちょっと宮内さんのご心配も、ただ合併時まで調整する、どんなふうに調整するかわからなくちゃというようなご心配だろうと思いますので、ひとつ事務局への提案ということです。そういうことで整理した方がよろしいのかなと、こう思います。

○横山会長 ありがとうございます。

じゃ、もう一回お願いします。

○江寺事務局次長 今のですね、市町村課さんの方から話がありましたけれども、協議会の協議というのは調印式まで一通り済むという考え方も当然ありますけれども、その後も合併まで何回かまた皆さんにお集まりをいただきまして、前にもお話をしました組織の問題であるとか、それから住民生活に直接に関係のあるもので、そして合併時まで調整をするというふうに、調整方針として皆様方にご決定いただいたものにつきましては、合併までに皆様方のところにご報告させていただいて、何かご意見があれば、それでまた再調整なりどうするなりという作業はさせていただくという予定であります。

調整方針として今回、特にうちの方でもですね、できれば最終形で詰めたいところもあるんですが、最終的には市全体の事務を考える必要がありますし、財政の面にも非常に影響がある部分があったりとか、それから目に見えないところでいろいろ住民生活にも支障が出ていくところもあるかと思いますので、若干少し時間をいただきながら、細部を詰めて、料金だとかの部分もそういう範疇に含まれると思いますので、今回の調整方針につきましてはこういうことでご了承をいただきたいということでお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○横山会長 埴委員さん、お願いします。

○埴委員 それでは、一つだけ確認をさせていただきたいと思いますが、今それぞれ調整方針（案）は統一するとかという話が出ました。それについては、最終的に出るということなので、そのときでもまた多少は話し合いの中で変えることもできるのかどうか、それだけ確かめておきたいと思います。それになってから、もうできちゃったんだからこれで終わりですよと言われては困りますので、その点を確認させていただきたいと思います。

○横山会長 事務局、お願いします。

○江寺事務局次長 この協議会の委員さんの了解のもとに進めさせていただければ、そのように進めるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○埴委員 ですから、そういうこととともにね。

○横山会長 ほかにありますか。

齋藤さん、お願いします。

○齋藤委員 北浦の齋藤です。

ごみ処理に関するその他の制度ということなのですが、参考までにお聞きしたいんですけども、北浦と玉造の場合はモデル地区がないと。麻生町がクリーン委員会モデル地区、地区数が5地区であって1年、事業費が15万円ということなのですが、この事業の内容等をひとつ参考までにお聞きしたいと思います。

○横山会長 事務局、お願いします。

○磯山調整班長 クリーン委員会モデル地区については、事業内容につきましては集積所の管理とか、美化センターの視察を年に実施しているような話を聞いております。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(ありません)

○横山会長 ないようでございますので、環境対策事業につきましては調整方針（案）のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

それでは、3時10分まで休憩にしたいと思います。その後、提案事項の方にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(15:01 休憩)

(15:10 再開)

○横山会長 それでは、会議に入らせていただきたいと思います。

提案事項に移らせていただきたいと思います。

提案事項につきましては、一括して説明をいたしまして、最後に質問を受けるという形にしたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

提案事項について、お手元の提案事項の資料の方をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目をごらんいただきたいと思います。

協定項目24ー(2)消防防災関係事業ということでございます。

まず最初に、現況の欄をごらんいただきまして、3町それぞれ差異があるような部分を主にご説明を申し上げたいと思います。

まず、1ページ目の中段以降ということでございまして、消防団について、消防団の組織においてそれぞれ記してあるような消防の組織がございます。その中で、副分団長の役職が麻生町にはなく、北浦町・玉造町の方にはあるということで、それぞれ分団の数、部の数も若干の差異がございます。

続いて、設備、消防水利につきましては、現在有している設備を記してございますので、ごらんいただきたいと思います。

続いて、報酬でございます。先ほどの役職にかかわりまして、分団長の役職、あるいは玉造町において機関員、副機関員の報酬に若干差異がございます。また、それぞれの階級によつての報酬の額の差異も若干ございます。

続いて、出張旅費でございますが、玉造町の団長の旅費に関しまして、町長職相当ということで、この辺で若干差異がございます。

続いて、出張手当でございますが、1回当たりの手当あるいは年額というような手当の額の差異、あるいは同じ1回であっても額に若干の差異がございます。

続いて、行事、大会等でございますけれども、ほぼ同じような行事を催しておりますけれども、若干の差異、あるいは対象となる研修会等の役職に若干の差異、あるいは開催時期に若干の差異がございます。

続いて、防災関係でございます。

防災会議と災害対策本部につきましては、それぞれ3町同じような考え方で、防災会議と災害対策本部を設置してございます。しかし、委員の数、あるいはそれぞれの役職等につきましての若干の差異が見受けられます。

続きまして、3ページに移りまして地域防災計画、これにつきましては災害対策基本法に基づいて策定するというようなことございまして、策定年次に若干差異はございますけれども、同じような考え方で同じような地域防災計画が策定されております。

続いて防災無線、こちらは周波数、これは国の方から指定される部分というようなことがありますので、周波数については当然のように差異がございまして、その他につきましては子局の数なり、それは地域性、そういうものがありますので、放送内容等、その点につきましては同じような考え方で、同じような施設整備ということでご理解をいただいてよろしいのかと思います。

続いて、防犯灯でございますけれども、こちらでの差異は、設置する場合の地元の行政区であるか、あるいは町が設置するかというところでの差異がございます。

最後になりますけれども、県民交通災害の事務、こちらにつきましては、窓口につきまして麻生町が総務課、北浦町が町民課、玉造町が生活環境課ということでございますけれども、交通担当課が所管するという一方で、玉造町・麻生町については同じような考え方でございます。北浦町については、主な担当課ということで町民課が担当しているということで、窓口の担当の考え方に若干の差異がございます。

続いて、加入に当たってのそれぞれのやり方でございますけれども、麻生町・北浦町が交通安全母の会が取りまとめをする。それに対しまして、玉造町においては区長（班長）さんが加入の方の取りまとめを行うということで、差異がございます。

また、加入補助について、麻生町については加入補助はなし、北浦町においては保育園から中学生まで1人当たり200円、玉造町については幼稚園から中学生まで半額ということで、ちなみにこちらの金額につきましては、年額で大人が900円、中学生以下が500円ということでございます。また、北浦町・玉造町においては、保護世帯については全額の補助ということでございます。

その次のページ、4ページの広域消防につきましては、一部事務組合の取扱いということで本日ご承認をいただいたところでございますけれども、現在加入しております鹿行地方市町村圏事務組合の広域消防、こちらの組織と装備について参考までに記してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

5ページ以降につきましては先進事例を載せてございますので、参考に後でごらんいただきたいと思います。

1ページの方に戻っていただきまして、これらの現況を踏まえまして、調整方針の案でございます。

消防団については、支団制度により合併時に統合する。(1)といたしまして、3町の団員及び消防施設については、新市に引き継ぐものとする。(2)といたしまして、組織、報酬、出張手当、出場手当、行事、大会等は、合併時までに調整する。

支団制度といいますものは、先行の事例としては、つくば市で何町かで合併した際に、それぞれの旧町のそれまでの消防の組織を1つの支団というような扱いをして、その上に消防団長が配置されるような形で、いわゆる現行のような形のものを引き継ぎながら、その上に統括するような形で消防団長を配置するということでの統合のやり方ということです。このような形でやっておるというようなものを参考にして、統合していくというような考え方でございます。

続いて、防災関係については、災害時に支障を来さぬよう調整をする。(1)といたしまして、防災会議、災害対策本部については、合併時に新たに設置をする。(2)といたしまして、地域防災計画については、合併後速やかに策定する。(3)といたしまして、防災無線については、合併後統合するよう調整する。(4)といたしまして、

防犯灯については合併時まで調整する。

最後に、県民交通災害事務については、合併時まで調整をするということでご提案を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○磯山調整班長 それでは、事務局の磯山です。

10ページをごらんください。

提案事項2、協定項目24－(4)窓口業務について説明いたします。

まず、3町の現況について説明いたします。

住民基本台帳事務につきましては、3町同一です。

印鑑登録事務につきましては、3町電算により処理をしていますが、印鑑登録証で差異があり、麻生町はプラスチックカード、北浦町は紙のカードに発行枚数を裏書き、玉造町はパウチファイルカードで交付しております。

原簿の保管、各種証明書等の発行、戸籍事務、外国人登録事務は、3町同一です。

ページ11ページを見てもらいたいと思います。

昼休み等の対応につきましては、3町差異があり、麻生町の昼休みの窓口は町民課、福祉課、税務課、会計課で実施しております。また、麻生町だけ夜間窓口を実施しており、毎週水曜日午後7時まで、町民課の住民係と戸籍係で対応しております。北浦町では、昼休み窓口を町民課、税務課で対応しております。玉造町では、昼休み窓口を町民課、税務課、会計課で対応しております。

土、日、祝日の対応につきましては、麻生町は担当職員が自宅待機で、必要時に呼び出しがあり対応することになっております。北浦町では、役場職員が交代で宿日直を行い対応しております。玉造町では、担当職員及び担当課職員が自宅待機で、必要時に呼び出しがあり対応することになっております。麻生町等も同一で対応しております。

自動車臨時運行許可は、麻生町のみ実施しております。

手数料につきましては、住民票、広域交付住民票の世帯全員の写しの手数料で、麻生町が1世帯分 350円、北浦町1世帯分 200円、玉造町1枚5人分で 200円で、3町差異があります。

また、閲覧の年齢別索引簿の手数料を麻生町だけもらっており、1冊 2,100円です。さらに、印鑑再登録手数料は麻生町が 350円、北浦町・玉造町が 200円で、差異がございます。

なお、手数料の協議につきましては別途、使用料、手数料の取扱いの項目で協議してもらう予定になっております。

また、13ページは先進地事例になっておりますので、後でごらんください。

以上を踏まえ、10ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、住民サービスが低下しないよう配慮し、合併時まで統一する。(1)住民基本台帳・印鑑登録・戸籍事務及び各種証明書等の発行については、原則3庁舎で行うものとする。ただし、外国人登録事務については、合併時まで調整する。(2)土・日・祝日及び昼休み等の対応については、合併時まで調整する。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いします。

○白鳥書記 事務局の白鳥と申します。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、14ページをごらんになっていただきたいと思います。

提案事項③、協定項目24－(9)商工・観光関係事業について説明をさせていただきます。

まず、3町の事務事業の現況等について説明をさせていただきます。資料については、中段の方をごらんになっていただきたいと思います。

はじめに、商工会の現況について記しております。3町とも平成16年度の総会が済んでおりますので、そちらの数字等を記載してございます。麻生町については、名称が麻生町商工会、会員数は518名、部会は6部会、年会費の方は7,200円から1万2,000円で、この額については従業員数などによって3ランクに分かれているということです。

次に、北浦町です。名称が北浦町商工会、会員数が287名、部会は6部会です。年会費は、個人が1万8,000円、法人が2万4,000円になっております。

続きまして、玉造町です。名称は玉造町商工会、会員数が444名、部会は6部会です。年会費については、基本割と特別割からなっており、基本割については個人が1万4,400円、法人が2万4,000円になっています。特別割の額については、売り場面積の大きさとか役員の加算とかで分かれております。

次のページをお願いしたいと思います。

商業協同組合ですが、こちらは麻生町のみであります。会員数は63名、年会費は1万2,000円で、事業を行っております。事業内容ですが、町商業の活性化を図るために、各種の売り出し事業であるとか旅行などの招待事業を行っています。

次に、観光協会についてです。

こちら麻生町ですが、名称が水郷麻生観光協会、会員数は80名、年会費は3,000円から1万2,000円で、額については業種別によって5つに分かれております。主な事業については、桜まつり、水辺の里写真撮影会などを行っております。また、委託料についてですが、これは漁協と委託の契約を結んで、帆引き船見学船の運行事業を行っております。

次に、玉造町ですが、名称が玉造町観光協会、会員数が43名、年会費は個人が1万円、法人が3万円となっております。主な事業の内容であります、帆引き船の見学船の運行事業、フォトコンテスト、俳句会、新選組まちおこし事業などを行っております。

続きまして、主な観光の施設を載せてございます。

麻生町では、国民宿舎「白帆荘」、こちらは宿泊、休憩施設等が整備されております。年間の利用者数ですが、平成15年度1万2,044人でありました。オープンは昭和37年7月です。なお、併設施設で「白帆の湯」が平成15年4月にオープンしております。こちらについては、平成15年度で7万9,843人の利用がありました。

次の北浦町ですが、「北浦荘」を載せてございます。施設はお風呂、休憩施設が整備されております。こちら平成15年度の利用者数は、4万824人でありました。オープンは昭和42年4月です。

次に、玉造町ですが、霞ヶ浦ふれあいランドと道の駅「たまつくり」を載せてございます。霞ヶ浦ふれあいランドは、水について考える展示施設の水の科学館と展望台があります親水公園が整備されております。平成15年度の利用者数は、6万4,311人でございます。オープンは平成4年4月です。次は道の駅「たまつくり」ですが、こちらは平成13年3月にオープンしております。物産販売所について現在、販売会員数が61会員で行われております。

次のページをお願いいたします。

市町村中小企業金融制度についてです。

まず自治金融制度であります、これは地元で中小企業を営む皆さんのために町が、県信用保証協会と地元の金融機関の協力を得て、事業経営に要する資金をあつせんする事業になります。これについては、資金の借入れの限度額、利率とも3町同一であります。ただ、資金を借りるときにかかる利子の補給、また保証料の補助について若干差異があります。

麻生町では、利子補給、保証料について、町の予算の範囲内の中で補助をしております。北浦町では、保証料の補助のみを実施しております。1.35%のうち、1%の補助をしております。玉造町では、保証料の補助のみですが、こちらは全額補助をしております。平成15年度の実績件数と補助の額については資料をごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、下のページであります、振興金融制度について記してあります。こちらは玉造町のみ実施しております。先ほどの自治金融と中身は似ておりますが、こちらは借入れ限度額が大きくなっております。こちらについては、利子補給、保証料の補助は行っておりません。

次に、金融機関への預託及び県の信用保証協会への出捐ですが、こちらについては資料のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のページをお願いしたいと思います。

平成15年度に行った主なイベント事業について記載してございます。麻生町では産業文化祭、畜産まつり、これについては11月の初めに麻生町の町民運動広場において3日間行われております。内容については、特産品の展示や販売を行っております。また、ふれあい麻生夏まつりについては、8月1日に実施しております。内容については、天王崎公園で花火大会などを中心に行われております。

次に、北浦町ですが、北浦ふれあいまつり、これにつきましては北浦町運動場第2グラウンドで10月の初め、土・日で2日間行われております。内容は、ステージを使ったプログラムであるとか、特産品の展示販売などを行っております。

玉造町では、玉造町ふれあいまつり、フェスタIN玉造、これについて8月と11月にふれあいランドの近くの高須崎公園で行っております。内容的には、ステージを使ったプログラムであるとか、あと特産品の展示とか販売を行っております。玉造町ふれあいふるさとまつり、あと、ふれあいえのきまつりですが、こちらは8月に行われております。内容的には、模擬店であるとか、盆踊りなどを行っております。

次に、勤労者対策についてですが、勤労福祉施設資金の貸し付け事業になります。こちらは、経営者が従業員の方のための休憩施設等の整備を行うときの資金の貸し付け制度になります。これにつきましては、利用者がほとんどいないというか、全く利用がない状況であります。

次に、他市町村との交流事業についてですが、麻生町が川崎市の麻生区と昭和62年から実施しております。内容については、資料のとおりとなっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、消費者行政事業であります。こちらについては3町ともに消費生活展であるとか、啓蒙活動等を行っております。

以上が3町の事業の現況になります。

次の20ページから23ページにつきましては、他の事例を載せてございますので、後でごらんになっていただきたいと思います。

それでは、申しわけございませんが、14ページに戻っていただきたいと思います。

調整方針（案）ですが、まず1つ目として、商工会及び観光協会等については、早期に合併できるよう調整する。2つ目で、観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。3つ目で、市町村中小企業金融制度については、合併時に統一する。4つ目で、イベント事業については、新市において内容を検討し再編する。5つ目で、勤労福祉施設資金貸付事業については、合併時に廃止する。6つ目で、他市町村との交流事業については、交流

先・内容を検討し、合併後も実施する。7つ目で、消費者行政事業については、合併時に統一する。

以上が提案内容でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

○森坂計画班長 続きまして、提案事項④番、上水道事業につきましてご提案します。資料24ページからとなっております。

まず、上水道事業の概要でございますが、ここに3町の概要を記載してございます。行政区域内の人口、そして給水人口、そして給水件数、それから普及率、そして施設能力——これは1日最大の施設の能力でございます。それから、年間の給水量、そして1日最大の給水量と1日平均の給水量、そして有収率——これは実際に売った水の割合でございます。それから、供給単価、これは料金収入を年間の給水量で割った数字でございます。それから給水原価、これにつきましては、年間の維持費と借入金の償還分を年間の給水量で割った数字でございます。それぞれ3町を比較していただきたいと思います。

玉造町につきましては供給単価が125円で、給水原価が150円ということで、ほかの2町と比べますと安くなっておりますが、この主な要因としましては、玉造町には、後で出てきますけれども、工業用水を使っております、それの方の工業用水分も一緒に含んでの計算となっておりますので、安いということでございます。

次に、主要施設でございますが、それぞれ3町、浄水場あるいは配水場等の施設がございます。麻生町につきましては、浄水場3カ所、それからこれには資料に載っていませんが取水の井戸としまして13カ所。北浦町が浄水場としまして2カ所、配水場として1カ所、それから取水の井戸が9カ所ございます。玉造町におきましては、浄水場が6カ所ございます。配水場が1カ所、そして取水の井戸が14カ所でございます。

以上が水道の概要でございます。

次に、資料25ページの方をごらんになっていただきたいと思います。

それぞれの料金でございますが、麻生町につきましては、水道料金が基本料金とそれから従量料金ということでなっております。水量10立方メートルまでの使用料と下の口径別基本料金ということで、それぞれ20ミリの管について、この場合には1,890円、25ミリですと2,835円というふうになることになります。それで、口径別につきましては1立方メートル当たり178.5円という計算の料金となっております。

北浦町につきましては、基本料金としまして、10立方メートルまでは1,890円で、それを越えた分につきましては30立方までが189円、30立方以上が210円ということになってございます。そして、それプラスメーター器の使用料ということで、例えば13ミリにいたしますと84円、20ミリですと94円ということで料金がかかります。

玉造町におきましては、やはり基本料金としまして、10立方までは1,600円で、それを越えると1立方当たり160円ということになってございます。それプラスメーター器の使用料ということで、例えば13ミリですと90円、20ミリですと120円という料金がかかります。

ですから、標準家庭で、例えば20ミリの口径を引いて10立方使った場合で計算してみますと、麻生町が 1,890円となります。そして、北浦町は、1,890円にメーター器の使用料ということで20ミリ94円となりますので、1,984円というふうになります。それから、玉造町におきましては、1,600円にメーター器の使用料ということで120円かかりますので、1,720円ということで、3町それぞれ若干の違いが見られます。

次に、加入金でございますが、こちらも3町それぞれ料金が違います。麻生町は、20ミリですと12万 6,000円、25ミリですと22万 500円、以下ごらんのとおりでございます。北浦町が20ミリですと15万 7,500円、25ミリですと22万 500円ということでございます。玉造町は、13ミリからございまして、13ミリが11万円、20ミリが12万 5,000円、以下ごらんの料金となっております。

次に、手数料でございますが、こちらも3町それぞれ料金の設定がございすけれども、麻生町におきましては指定給水装置の工事事業者指定申請手数料というのはございせん。これは、業者が町の指定業者となるための手数料でございます。金額等につきましては、それぞれごらんのとおりでございます。

次に、督促手数料及び延滞金でございますが、麻生町におきましては徴収はしていないということでございます。北浦町は、督促手数料 100円のみ徴収をしてございます。玉造町におきましても徴収はしていないということでございます。

次に、検針でございますが、それぞれ毎月検針をしてございますが、麻生町におきましては個人の方6名に委託をしまして検針をしてございます。北浦町は、個人の方4名と業者4名に委託しております。玉造町につきましては、個人の方5名に委託しております。委託料につきましてはごらんのとおりでございます。

次に、料金の徴収でございますが、ここも毎月の徴収でございます。集金事務につきましても、それぞれやはり同じように、麻生町は個人の方4人に委託しておりまして、北浦町が個人4名、業者の方1名、それから玉造町につきましては個人の方5名に委託をして、集金業務を行っております。

集金委託料につきましては、ごらんのとおりでございます。

料金の徴収方法につきましても、同じように口座振替、あるいは集金、郵送で料金徴収をしていますが、ほとんどが口座振替となっております。

次に、工業用水、こちらは玉造町のみでございす。これの概要ということで、給水区域内の事業所ということで9社ございまして、その9社の方に給水を行っております。契約水量あるいは配水能力、年間総配水量等につきましてごらんのとおりでございます。主要な施設としましては、上山に給水場がございまして、そこから主に上山鉾田工業団地の方に工業用水として供給をしてございます。

次に、料金でございますが、こちらは、契約水量掛ける日数掛ける30円というのが基本料金となっております。使用料金としまして、実際に使用した使用水量掛ける35円、メーター器の使用料金につきましては、生活用

水のメーター器使用料金と同じでございます。

次に、手数料、検針、料金徴収等につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に、28ページの漏水時の対応につきましてでございますが、これにつきましては、麻生町は麻生町の指定水道組合がございまして、そちらの方に依頼しております。北浦町につきましては、北浦町管工事業組合、玉造町におきましては玉造町管工事業組合に依頼しております。

次に、指定給水装置工事業業者でございますが、麻生町が56社、北浦町が37社、玉造町が47社というふうになってございます。

以下29ページからはその事例ということで、参考にしていただきたいと思います。

それで、資料の方24ページに戻っていただきまして、調整方針（案）としまして、合併後3年を目途に水道事業基本計画を策定し事業を統合するというところでございます。水道事業は、合併時はそれぞれ現行どおりとしまして、合併後3年を目途に水道事業の基本計画を一本化しまして、水道事業の一元化を図り事業認可をもらうというところでございます。したがって、合併時は名称の変更のみの事業認可の手続となります。ちなみに、給水人口が5万人以上の事業につきましては国の認可、5万人以下の事業につきましては県の認可というふうになってございます。

次に、調整方針（案）の2番でございますが、水道料金、加入金については、合併時には現行どおりとし、水道事業基本計画の策定と合わせて合併後3年を目途に統一するというところでございます。水道料金については、水道事業基本計画の策定と合わせて統一をしていくというところでございまして、それぞれの町の水道料金はそれぞれの状況に合わせて算出されております。公営企業として必要な営業上の費用に、経営を維持するために必要な資本的な経費を含めて算出されております。しかし、そのまま算出すると料金がかなり高額となってしまうため、生活用水の低廉化の確保、つまりは安く抑えるために、それぞれの各自治体から補助金とか出資金を受けて営業しております。

新市における水道料金については、それぞれ各水道事業での経営費用とか、それぞれ諸費用を精査しまして、水道事業の給水計画あるいは資本維持計画を策定しまして、適切な経営診断のもとに料金算出をしていくものです。生活用水としての低廉化確保のために、新しくなります新市からの補助等を勘案をして設定をしていきます。

基本的な料金の算出方法でございますが、口径別料金ということで、麻生町の方式をとりまして、メーター器使用料金は取らないというような方向で調整をするということです。

いずれにしても、玉造町におきましては、若干料金等が安くなっておりますが、ことしの7月1日に基本料金を1,400円から1,600円に、200円ほど値上げをいたしました。それは、料金の差がありますが、玉造町で料金を安く設定されている要因としましては、ほかの2町と比べまして、水道の普及率が高いこと、あるいは

上山工業団地への供給を目的とした茨城県開発公社が建設した上山浄水場を町が無償で譲り受けていることなどが考えられます。

次に、調整方針の3番でございますが、工業用水については、現行どおりとするということで、先ほどご説明したように、工業用水は玉造町のみですので、現行どおりとするということでございます。

次に、4番として、手数料、検針、料金徴収については、合併時まで調整をするということでございますが、どう調整するんだというようなことになろうかと思えますけれども、手数料につきましては、基本的には指定給水装置指定申請手数料を麻生町も取るということで調整をし、それから、検針、料金徴収等につきましては、将来的には徴収委託の方向で調整をしたいのですが、検針員は、地元の雇用等もございますので、今すぐに変えるというわけにもいきませんので、徐々に調整をしていくというような方向でございます。

それから、5番目としまして、指定給水装置工事事業者及び漏水時の対応については、合併時に統一するというので、指定給水装置の事業者は、新市で新しく指定ということですよ。

以上が上水道事業の調整方針（案）でございます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 大変ご苦労さまでした。

それでは、提案事項について、ただいま事務局より説明いただきました。

皆さんにご質問等があればお受けいたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

北浦の収入役さん。

○河野委員 11ページですね、昼休み等の対応で北浦だけ会計課、うちの方は出納室でございますが、対応していないようにここには書いてありますが、実際はやっておりますのでね。

○横山会長 事務局、間違いありませんか。

○磯山調整班長 はい。

○横山会長 はい、わかりました。

ほかにありますか。よろしいですか。

鈴木委員さん。

○鈴木委員 玉造の鈴木と申します。

玉造開発公社の問題で、ちょっとお話ししたいことがございます。玉造開発公社、我々は霞ヶ浦ふれあいランドというような簡単な呼び方で呼んでおるんですが、事業経営については玉造開発、交通開発ですか、中でこの公社ができて12年、玉造・霞ヶ浦干拓問題が以前にありまして、その干拓事業の中で、干拓事業が没になりまして、県、また玉造町とでもってふれあいランドというような、玉造開発公社をつくるということで、いろいろ町

長骨折って玉造に持ってきた経緯がございます。

それで、先ほども事務局の方から説明ありましたように、観光事業ではたまつくり道の駅というのもございます。かなり近県並びに他町村からも大分お客さんが見えになっていると。それで、徐々に道の駅の物産展も伸びているということで、できるだけこういったものを考慮しまして、この先3町で合併していくについても、物産展を広げていかないで地域の活性化につなげられればいいなというような気持ちでおりますので、ぜひこれはこのまま残していただきたいというように思いますので、よろしくひとつお願いいたします。

○横山会長 ご要望ですね。

○鈴木委員 はい。

○横山会長 はい、わかりました。

ほかにございますか。

宮内委員さん。

○宮内守委員 すみません、2つだけちょっと。

1つは、消防の支団制度というので、つくば市の説明あったんですけども、ちょっと図でわかるように、この次でいいですが示していただければと思います。

それからもう一つは、水道の件ですけど、水道はその何というんですか、水道料金、その生命というか、本当に大事なことだと思うんですけど、これ麻生に何か、先ほどお話し聞くと統一をしようと思うんですが、一番3町で、今のところ現況で安いのは玉造ですよ。玉造に合わせると何か不都合があるのか、ちょっとその辺ですね。例えば、潮来市の場合、牛堀と何か合併したときに、ことしからですか1月から、何か39%ぐらい牛堀の方は水道料金が上がって、いろいろ住民から抵抗があるようなお話もありましたので、その点いかがでしょうかね。

○横山会長 だれか事務局よりお願いいたします。

○森坂計画班長 今回の質問でございますが、料金の設定でございますが、先ほど言いました麻生方式の口径別料金にするというのは料金の算出方法でございますが、口径別料金体系にしたいということで麻生町の料金に合わせるということではございません。実際に料金につきましては、先ほど言いましたように、それぞれ必要な経常経費を算出しまして、ここは生活用水ということですので、なるべく低く抑えるためにも、新しい市からの補助等を勘案して設定をしていくという方向でございます。

以上です。

○横山会長 じゃ、消防団の方の説明をお願いします。

○永峰総務班長 ただいまのお尋ねありました支団制度について、ちょっと急いで書いたので見づらい図かもしれませんが、ご説明したいと思います。

まず、現在のそれぞれの町の消防団がこちらの支団ということでご理解をいただいて、それ以下に分団なり各部というものが配置されているということです。これが現状のそれぞれの消防組織で、その上の段階に〇〇市消防団として団長が配置されるというようなイメージでご理解をいただきたいと思います。ですので、今の形で統合された場合には、〇〇市消防団北浦支団、〇〇市消防団玉造支団、麻生支団というような形で、基本的には現状のものを新市の方に引き継いでいき、その上に団長が配置されて、統括されたような形で統合というような組織形態を考えてございます。

以上でございます。

○横山会長 宮内さん、よろしいですか。

ほかにありますか。

○平野委員 麻生の平野でございます。

消防の支団制の説明を聞いて、ちょっと疑問に思った点がありますのでひとつ聞きたいと思うんですけど、合併そのものは行財政改革の方の一環で進めているものと思っているわけなんですけど、このままで聞くと、ただ支団制のみに組織がえしていくというだけのような感じを受けるんですけど、本当の意味での、今、広域防災が進んでいる中で、消防団そのものの行財政改革をどういうふうに進めていくのかという形が見えていないもので、どういう形で進めるのかを聞きたいと思うので、よろしくお願いします。

○横山会長 事務局より説明をお願いします。

○永峰総務班長 平野委員さんからのご意見としましては、行財政改革の中で消防団の方も非常勤職員というような扱いになるかなというところで、その辺をどうスリム化を図っていくのかというようなご質問かなというふうに思います。

実は、今現在、消防団長と先ほどの分科会というお話がございました。そのレベルでの協議の中での考え方ですけれども、広域の消防もありますけれども、地元の有事の際のいろいろな対応を考えると現在の消防団組織を大幅に改革なり、そういうことをするのは、この合併を控えて短いこの時間の中で、そこまでに議論をし、そこまでの組織形態を直していくというのは、ちょっと無理があるだろうというような判断がまず一つあるようです。

また、もう一つ、幾つかの聞かれるところの意見ですと、それぞれの消防団の団員の方々が、人口も減っております中で、長期にわたって在職をして、もう少し人数も少なくならないかというような声も若干聞こえてくる部分もあります。確かにそれぞれの団員の方々の年齢層も上がってきているところ、そういう部分もあって、行政改革的な側面と、またあとは団員さんたちの任命の部分で、そのような背景がより強まっているのかなというような事情は、それぞれ分科会で消防団長もお持ちのようです。

ただ、今回におきましては、その辺の行財政改革も含めたような消防団組織自体のスリム化なり、その辺につ

いては、うまく合併のときに統合を図るというのがまず第一義的な考えもあるということで、こういう形で統合を図り、その後定員の適正化というのはちょっと表現がよろしいのか、あるいはその辺の部分での組織自体も改革なり、その辺については新市誕生後にやっていかざるを得ないのではないかというのが現時点の考え方のようにです。

以上でございます。

○横山会長 よろしいですか。

○平野委員 はい。

○横山会長 ほかにはないですか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、大分時間も経過しておりますので、提案事項の説明につきましては以上のとおりとさせていただきますと思います。

委員の皆様方には次回まで十分検討してきていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っています。

次に、議題の5、その他でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、事務局の説明の前に、前回、委員の方からご質問がありまして、市町村課さんの方で今回、ご説明をしていただくということで、お手元に資料の方、「合併算定替」の資料をお配りしてございます。そちらの方を市町村課さんの方からご説明をいただきたいと思います。

○岡田委員（藤咲委員代理） 前回6回の協議会の中で、合併算定がえのご質問がございました。合併算定がえのときの質問を受けまして、2枚目ですね、今、現行で15年度の一つの例として持ってきたものでございます。この例をご説明、見ていただく前に、合併算定がえの考え方、1ページ目を見ていただきたいわけなんですけれども、いわゆるこの図面の下の方ですね。A、B、Cがそれぞれ合併しますと、新市になりますと、先ほど最後のところでご質問ありましたように財政の効率化、いわゆる組織の効率化が図られる。そういうことで、理論上は一般的にスケールメリットが働いて、行政費用は安くなるというのは理論上の考え方、実際そうになっているわけですね。人口20万のときの経費と人口4,000人の行政経費というのは大分差があるわけでございます。そういうようなことで、大きくなればなっただけ割安になるだろうというのが考え方の原点でございます。

ただ、そうはいっても、果たして合併してすぐにそんなすばらしく効率化が図れるわけじゃない。もういろんなことで、ここで書いてありますように10年間、この10年間については、いわゆる合併算定がえという制度をまず見ましょう。その5年間、漸減方式で15年にわたってですね、行政効率の一番その、15年かけて、皆さん方が

合併した段階では、例えば5万人の市であれば5万人の市の一般的な市になる。行財政で必要な経費、そこまで見ましょうよというふうに考えたものでございます。

すなわち、合併算定がえと言っているのは、この下の図面の矢印である、上下に矢印がついていますね。旧市町村のA、B、C、それから新市、その差のところに矢印、上と下についている矢印、ここの部分を、いわゆる新市になっても、旧市町村が存在しているとみなして地方交付税の合併算定がえをやりましょうということなんです。ですから、A、B、Cの、合併しなければこれが永遠に続くということは確かにおっしゃるとおりでございますけれども、合併をしてもこの15年間、強いていえば10年間ということになるかもしれませんけれども、ここの部分も範囲内に皆さん方の組織の改編、あるいは行革、こういうものをしましてですね、きちんとしたような新市の体制をつくっていただくまでの間、旧市町村が存在しているとみなして交付税の算定をしていくというのが考え方でございます。ということで、この新市という部分の考え方は見ますよというのはこれ一本算定といたします。いわゆる3つが一緒になって一本化するわけですので、新市になりましたとき一本算定といたします。片方は算定がえというような形になるわけでございます。

ですから、逆に言うと、算定がえで得をするということはないんです。あくまで旧市町村の部分でもあるわけですから、得をするということはないんですね。ただ、この10年間あるいは15年間の間に、先ほどちょっと商工の例でございましたけど、今3つあったのがああいう形になっている。あれを効率化のためのスリム化をしてやるということであれば、見方は10年間はこの3つが存在したとして見ますので、算定経費を見ますので、その間皆さん方が努力してス

リム化すれば、その差は当然利益といたしますか、もうけになる——もうけという表現はおかしいですが、それなりの、ほかのところの財政もそっちに使えるということになるわけですね。

ですから、合併してスリム化を図る、あるいは5万人なら5万人規模としての市としての平準的なものが国から示されておりますけれども、そういうものに近づけようとする努力をしませんと、これは10年間ただもらっても従来と同じ、結局効率的なんかにはなっていないと言えらると思います。

例えば、2枚目を見ていただきますと、一本算定ということと合併算定がえというところを見ますと、つくば市さんの例で、これはつくば市と茎崎さんが合併したわけですが、基本財政需要額と収入額の差が、一本算定ですと10億 3,600万円ですか、そうですね。それが旧つくば市、旧茎崎町というようなことで算定がえをとりますと、財政のいわゆる需要額と収入額の不足額が18億 4,000万円ということで、その差ですね、18億 4,000万円が必要だというふうに見て、一本算定の差10億 3,600万円の8億 400万円が算定がえによる、いわゆる先ほどの1ページで言う差の部分ですよ、これを交付していくということでございます。これを、その8億何千万もらう間に、例えば5億でその部分を圧縮すれば、3億が皆さん方の方のほかの経費に回せるということですね。そう

いうことがこの算定がえの考え方でございます。

ですから、合併して算定がえやったらもうかるということは絶対ありません。あくまで現状は3つ、旧市町村単位にあるもので算定されておりますので、それ以上のものが出てくるということではございません。

同じく潮来市さんでいきますと、13年の4月に合併ということで、需要額と収入額の差が4億8,400万円、5億分が交付されているということでございます。鹿嶋市さんは、平成7年9月合併でございますので、実は皆さん方、これ10年間という今お話ししましたけれども、この10年間が認められたのは平成11年度の法改正なんですね。鹿嶋市さんは平成7年ですから、5年間しかこれ認められないんです。だから、今現在はその差の漸減方式の5年間の部分に入っているんですね。平成7年に合併しましたから、8、9、10、11、12が算定替えの5年間ですね。それから5年間漸減ということで、13、14、15、16で、17年までとなります。段階的に投資というような状況の中での7億近くの算定がえを今現在というか、今影響があるといえますか、鹿嶋市さんの努力の度合いを見ませんと、どの程度のあれかわかりませんが、少なくともそういうような形になってきたということでございます。

ご案内のとおり、基準財政収入額というのは、それぞれの町のいわゆる税収を基準としてあります。それから、需要額につきましては、経常経費の部分のところとそれから投資的な部分ということで、それぞれの状況の、それぞれヒアリングをしましてその算定をしていただいております。

以上、算定がえの考え方と、具体的にこの場合にはこのくらいのものであったということでございまして、これをですね、将来この地域で10年後にはどうなんだという算定してくれという、これは実質的にできないんですね。というのは、制度がどうなのかかわからない。そういう中で算定しろと言っても、これはちょっとできない部分で、今現在の状況のものをつくってまいるということでございます。

以上でございます。

○江寺事務局次長 今のところでもし質問がありましたら、お願いしたいと思うんですが。

○橋詰委員 これは私ども前回お尋ねしたことなんですが、この基準財政需要額は激減措置というのか、合併当初の基準財政需要額、これも投資額とかそういうものによって多少変更が出てくるかとは思いますが、年度によってですね。ですけれども、基準財政需要額がある一定の線として出た場合、それほど変化しないというような仮定のもとに、これは推論というかやるんでしょうけれども、これ激減した場合ですね、人口が例えば相当減ってくるとか、3年、5年後の場合、基準財政需要額も当然変わってきますね。そういった場合、例えば当初の基本財政需要額をある程度固定的な額として、それに合った指数に対してずうっと10年間財政支援を続けられるのかと、財政特例法でですね。そこら辺はどういうような関係なんでしょうか。これは一番重要というか、難しい問題だと思うんです。

○岡田委員（藤咲委員代理） 前回、橋詰さんからご質問を受けたということで、どこら辺まででしょうかあれなのかなということでお話はしたんですけども、今のお話ですと、要するに例えば人口5万なら5万だったのが4万になったときに、5万という一番はじめのね、合併したときの5万というのを基に基準財政需要額もずっと算定してくれるのか、そういうご質問ですよ。需要額の取り方は難しいですね。それと経常経費の部分を固定して投資的部分なもの動く部分はあるかもしれないけど経常経費だけ固定してちょっと計算することができないのかというご質問もあったかと思うんですよ。ちょっとこの辺は、またもう一回聞かないとちょっとご説明はできないな、説明しちゃうとあれなんですけど、まずちょっと不可能、ちょっと難しいのかなと思うんですよ。推定になっちゃいますので……。また後、改めて橋詰さんとまたお話をさせてもらおうと。

（はい）

○横山会長 そうしてください。

ほかにはないですね。いいですか。

（よろしいです）

○江寺事務局次長 それでは、次回の協議会の日程の方をご説明させていただきます。

次回7月22日の木曜日午後2時からでございます。順番ですと、次、北浦町を会場ということでございますけれども、ちょっと会場の都合がございまして、その次と逆にさせていただきますと、7月22日につきましては麻生町のレイクエコーをお願いをしたいと思います。

それからなお、第1回目の協議会のときに、次の9回目になりますか、8月5日ということで皆様方に予定表をお配りしてございましたけれども、大変恐縮でございますが、都合によりまして8月4日水曜日、1日ずれて、午後2時から北浦町役場の方で実施をさせていただくという予定でございますので、あわせてご連絡をさせていただきます。

それで、あと小委員会の関係でございますけれども、7月16日付で小委員会を設置するということでご決定をいただいておりますけれども、第1回の小委員会の会議を7月22日の協議会終了後に行いたいと思いますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○横山会長 それでは、議題につきましては以上でございます。

それでは、皆様方、大変長時間にわたりましてご協力、まことにありがとうございました。進行役を事務局へお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅谷事務局次長 長時間にわたりまして、それぞれ協議、検討、ご苦労さまでございました。

それでは、当協議会の副会長であります北浦町長の伊藤副会長より、閉会のあいさつをお願いいたします。

○伊藤副会長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また暑い中、貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。また、傍聴人の皆様方におかれましても、本当に大変ありがとうございます。

これをもって第7回合併協議会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(閉会16:19)